

(介護予防) 通所リハビリテーション
(デイケア)
重要事項説明書



医療法人仁友会

介護老人保健施設 **みやびの森**

〒078-8208

住 所 旭川市東旭川町下兵村320番18

電 話 0166-36-6520

F a x 0166-36-6550

(介護予防) 通所リハビリテーション重要事項説明書

1. 開設者

- (1) 法人名 医療法人仁友会
- (2) 所在地 北海道旭川市宮下通9丁目2番1号
- (3) 電話番号 0166-26-6411
- (4) 代表者名 理事長 石田 裕則
- (5) 設立年月日 平成10年7月28日

2. 事業者の概要

- (1) 事業者名 医療法人仁友会 介護老人保健施設みやびの森
- (2) 所在地 北海道旭川市東旭川町下兵村320番18
- (3) 電話番号 0166-36-6520
- (4) Fax番号 0166-36-6550
- (5) 管理責任者 施設長 花輪 真
- (6) 開設年月日 平成15年8月20日
- (7) 事業者番号 0152980132
- (8) 運営の目的と方針

介護保険法令の趣旨に従って、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）と認定されたご利用者に対して（介護予防）通所リハビリテーションを提供することにより、ご利用者の心身の機能の維持回復を図り、ご利用者が可能な限り長く居宅での生活を維持できるように支援することを目的としております。

この目的に沿って、以下の運営方針を定めております。

- ① （介護予防）通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、ご利用者の心身の機能の維持回復を図り、ご利用者ができる限り長く居宅において自立した日常生活を営むことができるように在宅ケアの支援に努めます。
 - ② 地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他保健医療福祉サービス提供者及び市町村等と綿密な連携を図り、ご利用者が地域において統合的なサービスの提供を受けることができるように努めます。
 - ③ 明るく家庭的な雰囲気を重視し、ご利用者が「にこやか」で「個性豊か」に過ごすことができるようにサービスの提供に努めます。
 - ④ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、ご利用者又はご家族に対して療養上の必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、ご利用者の同意を得て実施するように努めます。
 - ⑤ 支援相談員による相談業務、職員やボランティアによるレクリエーション行事、ご利用者相互のコミュニケーション等を通じて、ご利用者の孤独感や疎外感を除去し、心理的な支援を行います。
- (9) 利用定員
40名（介護予防通所リハビリテーションのご利用者を含みます。）
- (10) 営業日、営業時間及びサービス提供時間並びに実施地域
- ① 営業日 月曜日から土曜日まで
但し、12月30日から1月3日を除きます。
 - ② 営業時間 午前9時から午後5時30分まで
 - ③ サービス提供時間 午前9時45分から午後4時00分まで
 - ④ 実施地域 旭川市全域
但し、実施地域以外の場合は、相談に応じます。

3. 職員の体制

- (1) 施設長（医師） 施設の業務を統括遂行し、ご利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。
- (2) 看護職員 医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほかご利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行います。
- (3) 介護職員 ご利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行います。

- | | |
|-----------------|---|
| (4) 理学療法士・作業療法士 | リハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行います。 |
| (5) 管理栄養士 | ご利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行います。 |
| (6) 支援相談員 | ご利用者の生活支援及び相談支援業務を行います。 |
| (7) 事務職員 | 施設の全般的な事務処理を行います。 |
| (8) 労務職員 | 施設内外の保守営繕業務及び運転業務を行います。 |
- 職種ごとの人員数は、「職員の体制」のとおりです。

4. サービス内容

- (1) (介護予防) 通所リハビリテーション計画の作成
ご利用者の状態に最も適した(介護予防)通所リハビリテーションを提供するために、ご利用者やご家族の希望を十分に取り入れ、居宅サービス(介護予防サービス)計画に沿って、(介護予防)通所リハビリテーション計画を作成します。
- (2) リハビリテーション
ご利用者の状態に適したリハビリテーションを行います。
又、施設内全ての活動が、リハビリテーション効果を期待したものです。
- (3) 科学的介護の推進
サービスの質の向上のため、科学的介護情報システム(LIFE)に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報の活用に努めます。
- (4) 食事の提供
希望するご利用者には、昼食を提供します。
提供時間 12時00分～12時30分
- (5) 入浴
希望するご利用者は、入浴することができます。
又、一般浴槽のほか入浴に介助を要するご利用者は、特別浴槽をご利用できます。
- (6) その他
明るく家庭的な雰囲気のもとで(介護予防)通所リハビリテーションを提供することができるよう、常にご利用者の立場に立って運営します。

5. 利用料金

- (1) 介護保険の給付に基づく自己負担分、食費、日用品費並びにおむつ代その他の日常生活に要する費用をお支払いいただきます。
一日当たりの料金は、「利用料金表」のとおりです。
- (2) 利用料金の改定があった場合は、ご利用者又はご家族に説明し了解を得るものとします。
- (3) 支払方法
毎月10日頃に前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。
又、銀行振込を利用される場合は、請求書に記載の口座に、ご利用者名で振り込みをお願いします。
原則として領収書は再発行しませんので、大切に保管してください。

6. 介護保険証等の確認

毎月1回ご利用時に、介護保険被保険者証、健康保険被保険者証又は後期高齢者医療被保険者証等を確認させていただきます。

7. 虐待の防止等

- (1) 施設は、ご利用者の尊厳の保持・人格の尊重に努め、虐待防止のために必要な措置を講じるための体制を整備します。

8. ハラスメント等

- (1) 施設は、職員間又はご利用者、そのご家族間において、性的な言動や行動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止します。

9. 感染症等

- (1) 施設は、感染症が発生又はまん延しないように、感染症・食中毒の予防・まん延の防止に必要な体制を整備します。

10. 秘密の保持

- (1) 施設及び職員は、正当な理由がなく、業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
又、秘密の保持は、（介護予防）通所リハビリテーションの終了後においても継続します。
- (2) 施設は、職員が退職後においても、業務上知り得たご利用者又はご家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。
- (3) 施設は、ご利用者又はご家族の個人情報をサービス担当者会議等で用いる場合、又は居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に提供する場合には、あらかじめ文書によりご利用者又はご家族の同意を得ることとします。
- (4) 施設の個人情報保護方針は、「（介護予防）通所リハビリテーション利用約款」に記載のとおりです。

11. 要望や苦情等のご相談

- (1) ご利用者より施設が提供するサービスに対して要望や苦情等があった場合には、支援相談員が速やかに連絡を取り、詳しい内容をお聞きし、検討後、具体的な対応を行います。
又、記録を保管し、再発防止に役立てます。
施設に対する要望や苦情等の受付窓口は、次のとおりです。
 - ① 受付窓口
担当者 支援相談員
住 所 旭川市東旭川町下兵村320番18
電 話 0166-36-6520
 - ② 受付時間
月曜日から金曜日 午前9時から午後5時30分まで
土曜日 午前9時から午後1時まで
但し、祝祭日、8月15日及び12月30日から1月3日は除きます。
- (2) 行政機関の苦情の受付窓口は、下記のとおりです。
 - ① 旭川市福祉保険部長寿社会課
住 所 旭川市6条通9丁目
電 話 0166-25-6485
 - ② 北海道国民健康保険団体連合会
住 所 札幌市中央区南2条西14丁目291
電 話 （代表）011-231-5161

12. 事故発生時の対応及び損害賠償

- (1) 施設は、サービスの提供に当たってご利用者に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに、速やかに市町村、ご家族、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡します。
- (2) 施設に過失がある場合には、施設はご利用者の損害を速やかに賠償いたします。
但し、ご利用者に重大な過失がある場合には、この限りではありません。

13. 非常災害対策

- (1) 防災設備 スプリンクラー・消火器・屋内消火栓
- (2) 防火訓練 年2回
- (3) 感染症や災害の発生時において、必要なサービスの提供が継続的かつ早期に再開して提供できる体制を整備します。

※その他ご不明な点がございましたら、施設職員にご遠慮なくお問い合わせください。
又、施設についてのパンフレットがありますのでご利用ください。

ご利用にあたっての留意事項

1. 設備・器具の利用

施設の設備及び器具は、本来の用法に従って正しくご利用ください。
これに反し破損等が生じた場合は、弁償していただくことがあります。

2. 喫煙・飲酒

喫煙は、敷地内禁煙のためできません。
又、飲酒は、原則としてできません。

3. 迷惑行為等

騒音及び反社会的行為など他の利用者の迷惑となる行為は、ご遠慮ください。

4. 所持品の保管

原則として自己管理していただきます。
過度の貴重品・現金等は、持参しないようにしてください。

5. 営利行為、宗教活動・政治活動

施設内での営利行為、宗教活動・政治活動は、ご遠慮ください。

6. 動物飼育

施設内への動物の持ち込みは、お断りします。